

## 太宰府市議会災害対策対応指針

### 1 基本方針

議会は、市民を代表する議決機関として重要な政策、計画、事業等並びに予算及び決算について市長とともに二元代表制の一翼を担い、市民の負託に応える役割を担っている。他方、大規模災害時にあっては、これらの本来的な機能とは別に、市長と連携し、非常時に即応した役割を果たすことが求められる。そのため、本市議会は、地震等大規模災害時の議会としての対応を、次のとおり定める。

- (1) 太宰府市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が迅速かつ円滑な応急対策に全力で専念できるよう大局的な見地から必要な協力、支援を行うこと。
- (2) 国、県、関係機関等に適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取組みをバックアップすること。
- (3) 広域的な応援体制が必要であると判断したときは、関係自治体の議会と積極的に連携すること。

### 2 災害時の対応の基本方針

- (1) 議会は、災害の状況に応じ市対策本部が行う災害対応に最大限の協力をする。
- (2) 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務の統括にあたる。
- (3) 議員は、地域の一員として市民の安全確保と応急対策等にあたり、地域における共助の取組みが円滑に行われるよう努める。
- (4) 特に市対策本部設置期間においては、執行部が災害対応に専念できるよう会派及び議員は、緊急の場合を除き、太宰府市議会災害対策会議を経由して情報等の共有を行う。

### 附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。